

下関市民設民営放課後児童クラブ
運営事業者に係る公募型プロポーザル実施要領

第 1 事業の概要

1 目的

下関市では、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に安全・安心な居場所を提供し、児童の健全な育成に努めている。

近年、共働き世帯の増加等により放課後児童クラブの入会希望児童数が増加傾向にある一方、小学校の余裕教室等の施設の不足による待機児童が生じていることから、民間事業者による放課後児童クラブの開設・運営に要する経費に対して補助金を交付することで、民間事業者の参入を促進し、待機児童の解消を進め、もって放課後児童健全育成事業の充実を図るものである。

2 事業の実施方法

民間事業者による放課後児童クラブの設置及び運営を市の補助事業（以下「補助事業」という。）として実施し、補助事業の対象とする民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定する。

3 補助事業の内容

（1）補助の対象

放課後児童クラブの設置（開所準備）及び運営

※補助の内容については、「第 2 放課後児童クラブ開設準備経費及び運営費の補助金」のとおり。

（2）放課後児童クラブの開所年月日

放課後児童クラブの開所（運営開始）は、令和 9 年 4 月 1 日とする。

（3）想定する対象地域

次に掲げる下関市立小学校の通学区域

- ア．勝山小学校
- イ．一の宮小学校
- ウ．川中小学校
- エ．川中西小学校
- オ．安岡小学校
- カ．王司小学校

(4) 実施箇所

(3) 想定する対象地域における待機児童の解消が見込まれる場所に立地し、小学校からの通所ルート（送迎支援を含む。）とあわせて児童が過ごす場所として安全が確保でき、保護者のお迎え等の利便性が高い場所であること。

(5) 募集及び定員

- ・ 2 箇所
- ・ 1 箇所あたり定員 40 人程度

(6) 実施箇所数

1 事業者の実施箇所は、2 箇所又は 1 箇所とする。

ただし、施設の規模により 1 箇所で 2 の支援の単位（1 の支援の単位あたり定員 40 人程度）を構成する場合は 1 箇所とする。

4 補助事業に関する基本的な事項

補助事業の実施に当たっては、関係法令及び本要領の記載事項を遵守することはもとより、次に掲げる事項に沿って適正に行うこと。

- (1) 放課後児童健全育成事業の目的を十分に理解し、児童の健全育成や安全の確保を図るとともに、安心して利用できる環境づくりに資するよう運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して公平・公正な運営を行うとともに、利用者の心情に配慮し、きめ細かいサービスの提供に努めること。
- (3) 市、学校、地域と連携を図ること。
- (4) 効率的な運営を行い、経費の節減を図ること。

5 運営事業の内容

事業者は、次に掲げる事項に基づき放課後児童健全育成事業を実施することとする。

(1) 設備及び運営

下関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第64号。以下「条例」という。）を遵守し、放課後児童クラブ運営指針（こども家庭庁策定）に留意すること。

(2) 対象児童

対象児童は、条例第5条に規定する小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とする。

なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となるものとする。

(3) 児童の募集及び利用決定

放課後児童クラブを利用できる児童（以下「利用児童」という。）の募集及び決定は事業者において行うこと。

なお、受入可能な定員を上回る利用希望があった場合は、学年や家庭環境を考慮のうえ、支援の必要性が高いと考えられる児童が優先的に利用できるよう配慮すること。

(4) 利用料金等

- ① 事業者は、放課後児童健全育成事業に係る利用の対価として、利用児童の保護者から利用料金を徴収することができる。
- ② 事業者は、①の利用料金とは別に、おやつ代、昼食代、送迎代、行事等の実施に係る経費及び付加サービスの提供に係る経費を利用児童の保護者から徴収することができる。
- ③ 事業者は、①及び②により利用料金等を徴収する場合にあっては、当該事業内容に関して、決算報告等により利用児童の保護者に対し十分に説明すること。

6 報告及び現地調査

市は必要に応じ、事業者に対して放課後児童クラブの運営状況についての報告を求めるとともに、現地の調査を行うこととする。事業者はこれを

拒むことはできない。

7 補助事業の取り消し

事業者が行う補助事業の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、市は補助事業の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 放課後児童クラブの利用の登録がある児童が10人未満である場合
- (2) 事業者が、市が求めた報告や現地調査に応じない場合
- (3) 事業者が法令に違反した場合、又は市の指示に従わない場合
- (4) その他事業者による運営の継続が適当ではないと市が認めた場合

第2 放課後児童クラブ開設準備経費及び運営費の補助金

1 放課後児童クラブ開設経費補助金

- (1) 開設準備経費（礼金及び開所前月分の賃借料をいう。以下同じ。）を含まない場合

1箇所当たり12,000,000円以内

- (2) 開設準備経費を含む場合

1箇所当たり12,600,000円以内

※施設は事業者が確保するものとし、建物は事業者が令和8年度中に整備し、令和9年4月1日に確実に開所するよう進めること。

※施設は、昭和56年6月1日以降に建築確認済証を受けていること。
また、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工している場合は、耐震調査を実施のうえ、問題のない状態であるもの、または耐震補強済みのものであること。

2 放課後児童クラブ運営費補助金

運営費については、子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年9月7日こ成事第481号こども家庭庁長官通知）に定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定する別紙（以下「別紙」という。）の第1欄に定める放課後児童健全育成事業（1 放課後児童クラブ開設経費補助

金に相当する事業を除く。) の第 4 欄に定める対象経費に基づき、予算の範囲内で交付するものとする。

※当該補助額は予定であり、国、山口県、下関市の予算措置等により今後変更となる可能性があることに留意すること。

第 3 プロポーザルに関する事項

1 日程（予定）

- | | |
|----------------|--|
| ① プロポーザル実施の公告日 | 令和 8 年 8 月 7 日（金） |
| ② 参加申込書の提出期限 | 令和 8 年 9 月 4 日（金） |
| ③ 参加資格審査結果通知 | 令和 8 年 9 月 11 日（金）までに通知 |
| ④ 質問の受付期間 | 令和 8 年 8 月 7 日（金）から
令和 8 年 9 月 4 日（金）まで |
| ⑤ 質問に対する回答 | 令和 8 年 9 月 11 日（金）まで |
| ⑥ 提案書提出期限 | 令和 8 年 9 月 25 日（金）まで |

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 次の申立てがなされていない者であること。
 - ① 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
 - ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の申立て
- (4) 下関市暴力団員排除条例（平成 23 年条例第 42 号）第 2 条第 1 号に

規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者及びこれらと密接な関係を有する者が代表者若しくは役員となっていないこと。

(5) 下関市税及び国税を滞納している者でないこと。

なお、下関市内に本社若しくは本店又は営業所を有しない場合においては、本店所在地で市区町村税を滞納している者でないこと。

(6) 他に審査委員会が必要と判断した項目

3 参加申込手続

(1) 提出書類

別紙「提出書類一覧表」の区分「参加申込」欄のとおり

(2) 提出方法 郵送又は電子メール

- ・ 郵送の場合は、書留等配達されたことが証明できる方法によること。
本市は郵便事故等により提出期限までに提出書類が到達しなかったことによる責めは負わない。
- ・ 電子メールで提出する場合は、PDFファイルで提出書類を提出すること。

(3) 提出期限 令和8年9月4日（金）午後5時まで 必着

(4) 提出先 下関市こども未来部子育て政策課（事務局）

(5) 参加資格審査の結果通知

- ① 通知日 参加資格審査完了後、準備が出来次第
参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、令和8年9月11日（金）午後5時までに「10 提出・問い合わせ先（事務局）」に電話で確認すること。
- ② 通知方法 電子メール
- ③ その他 参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起

算して7日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることが出来るものとする。

4 質問の受付及び回答

（1）質問

- ① 提出様式 質問書（様式4）のとおり
- ② 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ（着信確認の連絡を行うこと。）
- ③ 受付期間 令和8年8月7日（金）～ 令和8年9月4日（金）
午後5時必着
- ④ 提出先 下関市こども未来部子育て政策課（事務局）

（2）回答

- ① 回答方法 電子メール又はファクシミリ
（着信確認の連絡を行うこと。）
- ② 回答日 令和8年9月11日（金）まで準備が出来次第
※質問者に回答するとともに、市ホームページに掲載する。

5 提案書作成方法等

（1）提出書類

別紙「提出書類一覧表」の区分「企画提案」欄のとおり

（2）提出期限

令和8年9月25日（金）午後5時まで（必着）

（3）提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとする。

(4) 提出先 下関市こども未来部子育て政策課（事務局）

6 審査方法

(1) 評価基準

別添「下関市民設民営放課後児童クラブ運営事業者に係る公募型プロポーザル審査評価基準」のとおり。

(2) 候補者の選定方法

本市が設置する「審査委員会」において、提案内容をより深く理解するため、企画提案者によるプレゼンテーションを実施し、総合的に審査した上で、実施候補者を選定する。

- ① 提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、別途定める評価基準に基づき各審査委員の総評価点の平均点（以下「平均総評価点」という。）で審査する。
- ② 失格者を除き、平均総評価点の高い順に上位2箇所（同一の参加申込者において施設の規模により2の支援の単位で構成される1箇所での実施の提案の平均総評価点が最も高い場合にあっては当該箇所）の実施箇所を提案した企画提案者を補助事業の対象とする候補者とする。
- ③ ②において、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、審査委員の多数決により候補者を選定する。
- ④ 上記にかかわらず、平均総評価点が満点の60%未満の場合には候補者として選定しない。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ① 日程 令和8年10月1日（木）
（時間等の詳細については別途連絡します。）
- ② 出席者 3名以内
- ③ 実施時間 40分以内（プレゼンテーション20分以内、ヒアリ

ング 20 分以内)

- ④ 貸出物品 机・椅子・プロジェクター・スクリーン・HDMI
ケーブル・延長コード
それ以外の物品については、企画提案者の負担において用意すること。

- ⑤ その他 プレゼンテーションの順番は市が提案書を受理した
順番とする。

なお、同一の参加申込者における 2 箇所での実施の
提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングに関
しては 2 箇所同時に実施することとし、その実施時
間については、③実施時間中「40 分以内」とある
のは「60 分以内」と、「20 分以内」とあるのは「3
0 分以内」とする。

また、プレゼンテーションに出席しない場合は、辞
退したものとみなし、候補者として選定しない。

7 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション及びヒアリングに参加した全ての企画提案者に選定結果通知書により通知する。

また、選定結果通知書を発送した翌日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

8 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成 17 年 2 月 13 日条例第 16 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

9 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は返却しない。
- ② 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めない。
- ③ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用できない。
- ④ 提出された書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。

やむを得ない理由により本プロポーザルを中止した場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
- ③ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

(5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該補助金交付決定を受けた者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通告することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

(7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 施設の規模により 1 箇所でも 2 の支援の単位を構成する応募を可能とする。

また、同一の参加申込者における 2 箇所での実施箇所の応募も可能とする。

1 0 提出・問い合わせ先（事務局）

下関市こども未来部子育て政策課 担当 河本

〒750-8521 下関市南部町1番1号（本庁舎東棟1階）

電話 083-231-1431 FAX 083-231-1394

電子メール kmkosoda@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

1 1 施行期間

本要領は令和8年8月7日から施行し、事業者の決定をもって、その効力を失う。